

環境省は昨年12月28日、2010年度産業廃棄物不法投棄等の状況について明らかにした。新たに判明したのは不法投棄216件、不適正処理事案191件で減少傾向にある。一方、際

立ってきたのが、判明後、撤去されず、生活環境保全上の支障が生じているか、その恐れのある残存事案の多さ。全国で2610件1781万7000トンに上っている。

新規判明事案は減少傾向にあるが、5000件以上の大規模な不法投棄事案が1件、不適正処理事案が1件それぞれ見つかった。同省では「撲滅には至らない」との認識だ。今後、経済の状況によっても不法投棄の増加も懸念されるとして、引き続き不法投棄監視活動の強化や現地調査に力を入れる。2610件の残存事案のうち、現に支障などがあると報告されて

いる事案は160件、現に支障が生じている事案は18件、現に支障のおそれがあり、防止措置を講じている事案は25件、調査中と報告された事案は51件。同省は現時点で支障等がないと報告された2399件についても、継続的な状況確認を行う考え。

残存事案が減少しない背景には、排出者や実行者の特定困難さに加え、実行者が特定できても資力の問題か

## 残存事案全国で2610件

### 新規判明は減少傾向

2010年度不法投棄等の状況

ら原状回復されず、長期間放置されるなど産廃特有の事情がある。近い将来、生活環境保全上の支障が生じ、その除去が必要になる事案が増える可能性もある。正念場迎える「産廃特措法」と「産廃基金」

支障等がある残存事案の支障の除去等の措置については「産廃特措法」と「産廃基金」の二つの制度があるが、どちらも正念場を迎えている。産廃特措法による対応は1998年6月16日以前に行われた事案だが、特措法の期限である13年3月末までに事案すべてが終了できるか難しい。同省は延長の検討を表明しており、「延長となれば法改正が必要となる(同省担当者)と話している。産廃基金による対応は、98年6月17日以降に行われた事案で2010年度末までに延べ78事案について支援している。ただし、現行基金の積み増し期間は12年度までの3年間。現行基金で支援できなかった事案や12年度以降に新たに判明する事案などへの支援スキームは未定。基金は、国の補助に加え、建設六団体副産物対策協議会をはじめ(社)日本経済団体連合会、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、(社)日本医師会などが、(社)日本医師会などを出えんを得て造成している。同基金のあり方について検討する懇談会では、公平な負担として関係者の理解が得られる方法が定まらず、手探りの状況が続いている。